

令和2年度音更町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度音更町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | | |
|--------------|---------|-----------|----------------|
| (1) 処理件数 | | 16,900 | 件 |
| (2) 年間処理水量 | | 4,840,000 | m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | | 13,260 | m ³ |
| (4) 主要な建設事業 | 下水道建設事業 | 305,592 | 千円 |
| | 下水道改良事業 | 179,232 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | | | |
|-----|---------|-----------|----|
| 第1款 | 下水道事業収益 | 1,179,889 | 千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 698,075 | 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 481,814 | 千円 |

支 出

| | | | |
|-----|---------|---------|----|
| 第1款 | 下水道事業費用 | 957,581 | 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 849,882 | 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 107,599 | 千円 |
| 第3項 | 予備費 | 100 | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 544,404千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,738千円、当年度分損益勘定留保資金 321,166千円及び当年度利益剰余金処分額 178,500千円で補てんするものとする。)

収 入

| | | | |
|-----|----------|---------|----|
| 第1款 | 資本的収入 | 643,489 | 千円 |
| 第1項 | 企業債 | 344,600 | 千円 |
| 第2項 | 一般会計出資金 | 77,057 | 千円 |
| 第3項 | 国庫補助金 | 166,000 | 千円 |
| 第4項 | 分担金及び負担金 | 8,132 | 千円 |
| 第5項 | 工事補償金 | 47,700 | 千円 |

支 出

| | | | |
|-----|---------|-----------|----|
| 第1款 | 資本的支出 | 1,187,893 | 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 484,824 | 千円 |
| 第2項 | 固定資産取得費 | 25,799 | 千円 |
| 第3項 | 企業債償還金 | 677,170 | 千円 |
| 第4項 | 予備費 | 100 | 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------|-----------|-----------------------|
| 令和2年度排水設備改造資金の融通に伴う利子補給 | 4年 | 1戸450千円を限度として、その利子相当額 |
| 排水設備改造資金の融通に伴う損失補償 | 債務不履行の範囲内 | |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|-----------|-------|--|---|
| 公共下水道事業 | 218,200千円 | 証書借入 | 4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率 | 借入日の翌日から据置期間を含めて40年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。 |
| 十勝川流域下水道事業 | 18,800千円 | | | |
| 資本費平準化債 | 76,300千円 | | | |
| 下水道事業債(特別措置分) | 31,300千円 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,967 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 201,712千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち 178,500千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 178,500 千円